未納債権回収のための効果的方法と 解消にむけての問題点について

大洲河川国道事務所 経理課 佐藤 義彰

道路損傷行為を起こした道路利用者は、道路法第58条の原因者負担の原則に基づき、道路管理者 より復旧費用の請求を受ける。しかし、様々な事情により原因者が支払に応じない場合もあり、特に これら未納債権については、国の債権として適切に督促を行い適正な管理を行うよう、会計検査院か らも求められているところである。

本稿では、令和4年度に滞納者から債権回収を行えた事例を基に、未納債権回収のための効果的方 法と解消にむけての問題点を探る。

キーワード 道路損傷、未納債権、臨戸督促、滞納処分

1. 当事務所の紹介と道路損傷債権の特徴

大洲河川国道事務所では南予地域、具体的には内 子町以南から高知県境までの国道 56 号、延長とし ては 155.9Kmを管理している。路線数こそ少ないが、 法定速度が時速 80km区間の高速道路に準ずる特 徴をもつ自動車専用道路、地域高規格道路も管理し ている。このような道路では、いったん事故が起こ り通行止めになると、交通に重大な影響が出るため、 速やかに官側で復旧工事を行う。その後原因者へ費 用を請求するが、車両速度が速いうえに、片側一車 線で幅員が狭い部分も多いため、損傷規模が大きく なり債権額も高額になる場合がある。

大洲河川国道事務所道路管内図



- 2. 道路損傷債権発生から消滅までの流れと 未納債権となる主な原因
- (1) 道路損傷債権発生から消滅までの流れ

下図(次頁)は、簡易化した道路損傷債権発生か ら消滅までの流れである。ケース毎に説明する。

まず事故が発生し道路が損傷した場合、緊急に修 繕の必要性がない場合は、前段階として原因者は自 ら修繕するか、道路管理者に修繕してもらうかを選 択でき、前者の場合であれば、そもそも債権は発生 しない。→①

後者の場合、道路管理者が損傷部分を修繕し、費 用を積算・確定して費用負担命令書にて費用を原因 者に通知するとともに、納入告知書(請求書)が債 務者に送付される。通常であれば納付期限内に、債 務者の任意の支払いで債権が消滅する。なお、納付 期間は、原則納入告知書発行日を含めて20日の一括 払いだが、債務者の資力により分割払いも可能であ る。 →②-1

納入期間を過ぎても支払われない場合は、電話で の督促、債務者への訪問督促(以下「臨戸督促」と いう。) を経て納付される場合もあるが \rightarrow 2-2。納 入意思がない、又は納付期限満了後50日を経過して も未納の場合は、原則として督促状が送付される。

督促状は歳入徴収官事務規定第 21 条に基づき歳 入徴収官により発行されるもので、督促状発行日の 翌日から30日後となる納付期限後は、自動的に未納 債権額に対して年利 10.75%の延滞金が発生する。 なお納付期限までに支払いがあれば債権額のみの支 払いとなる。→②-3。

期限後になると日ごとに延滞金が発生するが、延 滞金は元本に優先して充当されるため、債権額が大 きい又は少額の支払いでは、支払額が延滞金のみに 充当され、いつまでたっても元本が減らないという 状況に陥るため、完済の難易度が格段に上がる。そ のため、督促状を発行するか否かについては、債務 者の弁済意思や弁済能力など、状況をよく見極めた 上で行う必要がある。 $\rightarrow 2-4$ 。

そして、先の段階を経過してもなお未納状態が続

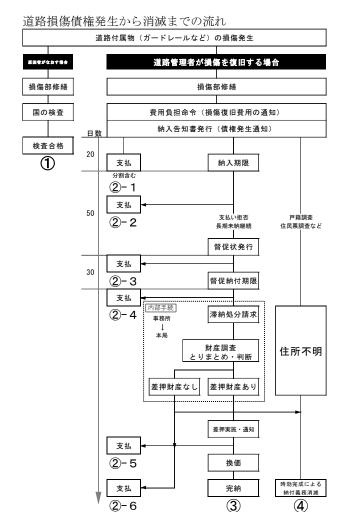
く場合は、滞納処分に移行する。滞納処分とは、道路法第73条第3項に基づくもので、滞納者の意思にかかわらず、滞納者の財産を接収して、場合によってはその財産を公売等で換価し、滞納している債務等に充てる一連の強制徴収手続きをいう。

滞納処分の手続きは、まず事務所から本局への請求に始まり、その後財産調査を行ったうえで換価可能な財産があれば、差押えを行い滞納者へその旨の通知を送る。この段階で換価を回避したい債務者が支払いに応じる場合もあるが→②-5、差押えが実施されれば、換価の手続きを経て滞納者の財産が債権に充当され、これを持って最終的に債権は消滅する。→③

なお、先ほどの財産調査で財産がない場合でも、引き続き電話督促・臨戸督促を行って支払いを促していくものの2-6、時効が完成すれば債務は消滅する。 $\rightarrow 4$ 。

また、債務者の住所が不明である場合は、そもそも相手方との接触が難しく一連の歳入上諸手続きを満足に行えないため、ほぼ何もできないまま消滅時効を迎える場合もある。→④

以上が債権発生から消滅の流れである。歳入業務 担当者は、道路管理者と協力しながらこれらの事務 を適宜行うことで、道路損傷債権の適正な管理をす ることが求められている。



(2) 未納債権となる主な原因

表1は、損害保険料率算出機構による県別の自動車保険(対人賠償)の加入率である。これによると、愛媛県は全国平均より高い水準ではあるが、およそ10台に1台が任意保険に入っていないことが読み取れる。

保険に加入しない理由は人により異なるだろうが、金銭的な理由で保険未加入の方が不幸にも事故を起こし道路施設を損傷した場合、当然ながらまとまった額を用意するのは難しく、未納債権となる可能性が高い。そうでなくとも、道路附属物の中には復旧に百万、一千万単位という莫大な費用を要する施設もあり、保険に加入していなければ、多くの方にとっても支払いが一気に難しくなる。当事務所の滞納者においても、全員任意保険に加入していないという事実を踏まえると、未納債権発生の最大要因は、原因者である個人や法人が任意保険に加入していないからだといえる。

表1:自動車保険の加入率(対人賠償 2022年3月末)

都道府県	保有車両数	左のうち 保険加入車両数	普及率	
徳島県	618,971	564,263	91.2%	
香川県	793,864	730,571	92%	
愛媛県	1,025,939	935,741	91.2%	
高知県	562,692	494,609	87.9%	
全国	82,174,944	72,889,976	88.7%	

3. 大洲河川国道事務所における令和4年度の 未納債権対応事例

(1) 近年の道路損傷債権の発生状況

表 2 は、過去 5 年間の当事務所における道路損傷債権の件数と金額、うち当該年度債権のうち年度末の未納債権の件数と金額である。過去 5 年間の債権件数、金額は合計で287件6,903万円、うち未納債権は12件768万円であった。年度毎に件数金額にばらつきがあるが、毎年一定程度存在しており、見過ごしがたく、未納債権の効果的な回収方法が求められる。

表 2; 直近 5年間の道路損傷債権の件数及び金額

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	合計
件数	78	85	58	45	21	287
	(3)	(2)	(3)	(3)	(1)	(12)
金額(千円)	12,568	17,485	10,349	18,143	10,490	69,035
	(422)	(530)	(574)	(473)	(5,683)	(7,682)

() は上段のうち当該年度末の未納債権の件数及び金額

(2) 令和4年度当初の未納債権の状況について

令和4年度当初の未納債権は12件1,095万円、 うち分割納付等がなく、令和4年度中に何らかの対 応が必要な人数は9件の503万円であった。

昨年以前の対応においては、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮する必要があった。具体的には、思うように臨戸督促が実施できず電話督促が主体となった。また滞納者の中には定職に就かず、コロナ禍で十分な収入を得られない方も多く、支払い能力の低下により、分割払いが滞る事例や、生活苦で現住居を離れたことで所在不明となり、督促が難しくなる事例も起きていた。コロナ禍の中、この徴収者側の問題と滞納者側の問題が重なったことで未納債権の回収は難航していた。

(3)回収につながった事例

【案件1】

A社は、平成31年に視線誘導標を損傷し、同年に納入告知をしたが、月に一度電話督促を続けるもなかなか電話が繋がらず、未納のままであった。そこで令和4年度にて滞納処分の検討がはじまったところ、時効完成まで2年間の猶予があることから、滞納処分は取り下げられ、引き続き電話督促を続けることとなった。しかしながら、その後根気よく電話督促を続けることで、現金納付を相手方が約束し、6月20日臨戸督促にて現金を受領したことで、完済に至った。

【案件2】

B氏は、平成30年にガードパイプ等を損傷し、同年に納入告知をしたが、任意保険も入っていなかったことから、一括での支払が難しく、分割納付を続けていた。令和4年度に入ってからも月々の支払が滞る度に、電話督促を行って納付を促し残額が減ってきたところで、一括での納付を相手方と約束し、8月に出張所で立ち会い完済に至った。

【案件3】

C氏は、令和2年にガードレールを損傷し、同年に納入告知をした。当初分割納付による月々1万円の納付を確約していたところ、コロナ禍によって収入が減少したことから、協議の末月々5,000円の納付へと変更、さらに、履行期限が過ぎた後もC氏となりを調整して、督促状の後、電話督促を行うも、C氏とは連絡がうまく取れず、令和4年度に行うも、C氏とは連絡がうまく取れず、令和4年度にあった。そうした状況の中、最初の臨戸督促を実施した結果、最初の臨戸督促を実施した結果、最初の臨戸督促では月5,000円の納付の確約書を受領し、消滅時効期間の延長に成功。2回目の臨戸督促においては、その効果もあってか、令和4年8月17日にC氏は一部納付を開始した。

(3) 債権回収につながらなかった事例

まずは、滞納者の居住場所がわからず本人に会えなかったため、債権回収に至らなかった事例を紹介する。

【案件4】

D氏は、平成30年にガードパイプを損傷し、翌年 に納入告知をし分割納付を確約していたが、初回の 納付以降納付実績が無い状態で、令和3年度に入って郵送物があて所不明として返送されるようになっていた。

令和4年度に入り、5月に日中及び夜間の臨戸督 促を実施するも本人に会えず、両親に聞き取りを行 うも行方不明とのことであった。そのため、個人住 民税の送付先を確認するために、市役所税務課への 聞き取り調査も実施したが、住民税も滞納状態で郵 便物も返送されていることは確認できたが、新住所 の情報は得られなかった。

【案件5】

E氏は、平成26年ガードレールを損傷し、同年に納入告知をしたが、未納の状態が続いたため、確認すると生活保護を受給していた。生活保護受給者に対する徴収停止の可否について検討するため、書類の提出を依頼していたが、書類は提出されず、生活保護も廃止されたことから、令和3年度に臨戸督促等を行い、一部納付を受けていた。

令和4年度に入り、住民票住所に臨戸督促をしたが、住んでいる様子がなかったため、宇和島市役所に行き保護課などに確認をするも、生活保護が停止になった事実は確認できたものの、本人に会うことはできなかった。

上記の外、2 名についても、上記と同様に臨戸督 促や役場などで所在の確認を行ったが、滞納者本人 に会うことはできなかった。



写真1 E氏の事故により破損したガードレール

次は支払う意志のない滞納者の事例を紹介する。 【案件6】

F社は、平成30年に角型クッションドラムを損傷し令和元年に納入告知をしたが、当初より納付がなく、督促手続きは既に実施済みであった。また電話督促ではいつも、担当者は不在、休み、外出中などとはぐらかされ居留守のような対応であった。

令和4年度に臨戸督促を実施した際も、営業所長が対応したが、「裁判を起こしてもらっても構わない」と、全く任意での支払いに応じる様子はなく、進展はなかった。

上記の外、特殊な事例として、G社は、平成23年に路面凍結検知装置を損傷し、平成26年に納入

告知をしたが、令和元年の国税滞納処分による差押 え後、未納状態を経て会社が解散した。令和4年度 に臨戸督促をしたが会社は既になく、会社の清算人 のとも連絡がとれない状況である。



写真2 G社による事故現場

4. 未納債権回収のための効果的方法と 解消にむけての問題点

以上、前段において当事務所における令和4年度 の未納債権の対応事例を見てきた。これらの事例を 基に、未納債権回収の効果的な方法と解消にむけて の問題点を考える。

(1) 未納債権回収のための効果的方法

滞納者から債権回収ができた3件の事例は、いずれも臨戸督促をしたものであった。このことは、担当者自ら赴き、対面で対応することこそが、債権回収においてもっとも効果的で重要であることを記した。とはいえ、電話や文書の怪促をおろそかに行うこれがある。なずなら、定期的に行うこれである。なずなら、定期的に行うこれである。なずならなければならない債権があり、「道路損傷債権から逃れることはできない」というである。目新しいものは何もないが、やはり電話や文書で促をしっかり行い、状況を見極めながら臨戸督促を行う事が、未納債権の解消の一番の近道であるといえる。

(2) 未納債権解消にむけての問題点 a)住所情報の提供について

住所不特定の滞納者による債権回収は、難易度が高い。債権回収のためにはそもそも本人の所在を把握する必要があり、特に滞納処分の前段階となる督促状は、相手方への到達が必須であり、届かなければ滞納処分へ移行できない。

しかし、それほど重要な住所情報の提供については、市役所や税務署などの公的機関によって差があり、提供を得られない場合も少なくない。この問題に対しては、まず道路損傷債権が、国税、地方税に次ぐ、国税徴収法の例による公課であることについ

て、広く理解を求め、そして協力してもらう関係性 を築いていくことが必要である。

b) 組織的な対応の重要性ついて

滞納者の対応は、電話で一人、臨戸でも二人で対応するなど、少人数で対応するのが通常である一方、様々な背景をもつ滞納者の中には、一般的な対応が全く通じない場合も少なくないため、担当者の精神的負担も大きく孤立を招きやすい。加えて、歳入業務は、例えば督促を発行するタイミングにしても見極めが難しいなど、経験を要するうえに、滞納処分の手続は特殊で件数が少ないのが実情である。

このような担当者の孤立や経験不足の問題に対しては、前任者から後任者へしっかりとした引き継ぎぎを行うことはもちろん、日頃から本局、道路管理課と情報共有を行い必要に応じて連携を行う等、組織としてしっかりと、対応することが重要である。

c) 遠隔地に居住している滞納者への対応について 臨戸督促が債権回収に有効であることは説明した が、当事務所においても九州での案件が 3 件あり、 このような遠方の滞納者に対しては、コスト等を考 えると頻繁に臨戸督促はできない。

難しいかもしれないが、このような案件には滞納者の近隣事務所と情報共有をして臨戸督促を行ってもらうといった連携態勢ができれば、未納債権の解消につながるのではと思慮する。

d) 任意保険の加入率の向上ほか

前述の通り現時点の滞納者が全員任意保険未加入者であることを踏まえると、未納債権に陥る前段階の対応として、任意保険の加入の必要性をよりPRすることも重要である。任意保険加入率の向上は未納債権の根本的な減少に繋がるだろう。また、税金と違い、国土交通省がこのような未納債権に対して滞納処分(差押え)をすることは知られていない。これらについても広く周知し理解が深まれば、債権の回収もより円滑に進むと考えられる。

5. まとめ

ここまでは令和4年度の対応を述べたが、令和5年度に入って進展があったので報告する、

D氏については、今年度改めて臨戸督促に行ったところ親族から新住所を聞き出せ、催告書を送付することができた。F社についても法人登記を改めてとったところ、会社の解散を確認し、債権申出を行い、滞納処分の手続を準備中である。

このようなことは、債権回収が難しいと思われる 案件でも、こまめに情報収集を続けていくことの大 切さを伝えている。

最後に、そもそも道路損傷債権の適正な管理が要されるのは、道路というものが国民の日常生活や物流に代表される経済活動を支える社会インフラの基盤であり、財産であるからである。どのような債務者に対しても、原因者負担の原則に基づき、公平公正に毅然とした態度で臨み、支払わない場合は、法律に従った手続きを確実に進めることが必要不可欠である。このことを日頃から心がけ歳入業務に取り組みたいと思う。